

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
( 答申第 3 4 4 号 )

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日

横情審答申第344号

平成16年12月21日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成15年7月31日市青第134号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

(1)「市長の海外出張について(平成14年度市青企第2号)」、(2)「「国連子ども特別総会」サイド・イベントへの職員の派遣について(平成14年度市青企第4号)」、(3)「国連子ども特別総会サイドイベント「横浜会議を越えて：子どもの商業的性的搾取との戦い」への出席に伴う米国ニューヨーク市への出張について(平成14年度市青企第21号)」、(4)「概算払金精算書(支出命令番号平成14年度471-5)」及び(5)「前渡金精算書(支出命令番号平成14年度468-5、支出命令番号平成14年度469-3)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、(1)「市長の海外出張について(平成14年度市青企第2号)」、(2)「国連子ども特別総会」サイド・イベントへの職員の派遣について(平成14年度市青企第4号)」、(3)「国連子ども特別総会サイドイベント「横浜会議を越えて：子どもの商業的性的搾取との戦い」への出席に伴う米国ニューヨーク市への出張について(平成14年度市青企第21号)」、(4)「概算払金精算書(支出命令番号平成14年度471-5)」及び(5)「前渡金精算書(支出命令番号平成14年度468-5、支出命令番号平成14年度469-3)」を一部開示とした決定は、妥当ではなく、別表に示す部分を開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(1)「市長の海外出張について(平成14年度市青企第2号)」(以下「文書1」という。)、(2)「国連子ども特別総会」サイド・イベントへの職員の派遣について(平成14年度市青企第4号)」(以下「文書2」という。)、(3)「国連子ども特別総会サイドイベント「横浜会議を越えて：子どもの商業的性的搾取との戦い」への出席に伴う米国ニューヨーク市への出張について(平成14年度市青企第21号)」(以下「文書3」という。)、(4)「概算払金精算書(支出命令番号平成14年度471-5)」(以下「文書4」という。 )及び(5)「前渡金精算書(支出命令番号平成14年度468-5、支出命令番号平成14年度469-3)」(以下「文書5」という。以下文書1から文書5までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成15年5月13日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号及び第4号に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、個人印の印影、個人の氏名、年齢、学校名、国籍、顔写真、パスポート、個人のメールアドレス及びサインについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非

開示とした。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち、法人代表者印の印影については、開示することにより当該法人の財産権が侵害されるおそれがある情報であることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 横浜市の処分は、憲法外の抵触が思料されるので再度開示を求めるものである。
- (2) 地方公共団体より賃金の支給を受けている者はすべて在職者であり、公務員である。公務員はすべて公人であり、道義的並びに法的に行動情報は公開しなければならない。
- (3) 日本国憲法第92条、同94条で謳ってあるとうり、地方公共団体、横浜市は、日本国の一部で行政、立法（条例制定）を司る公共団体であり、営利団体、奉仕団体、自治会等ではない。
- (4) 地方自治法第2条にあるとうり横浜市は市域内の事務だけ司ればよい。市長外の市構成員は公務で市外に出張すべきではない(地方自治法第149条)。アメリカ合衆国ニューヨーク市への出張など論外である。公務員が公務にて公費で海外出張する場合、外務大臣が発給する公用旅券で出国する。外務省に依頼し公用旅券の写を取り寄せ開示すればよい。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

市長は、平成14年5月9日に開催された国連子ども特別総会サイド・イベント「横浜会議を越えて：子どもの商業的性的搾取との戦い」に出席するため、平成14年5月8日から12日まで米国ニューヨーク市に出張している。申立人は、この出張に関する文書すべてを請求し、全部開示及び一部開示決定を受けている。このうち、一部開示となった行政文書が本件申立文書である。

文書1は、市長他2人の出張命令の起案文書であり、起案用紙、起案本文、照査票、出張日程（案）、国連子ども特別総会サイド・イベント概要、外国旅費積算書、旅行代理店見積書及び招請状で構成されている。

文書2は、職員の派遣に伴う総務省大臣官房総括審議官に対する便宜供与の依頼

の起案文書であり、起案用紙、起案本文、通知文案、海外渡航の概要及び出張日程表で構成されている。

文書3は、出張の復命の起案文書であり、起案用紙、起案本文、出張記録、資料及び記録写真で構成されている。

文書4は、概算払で支払われた旅費の精算書であり、概算払金精算書、支出内訳書、旅行代理店領収書及び旅券写しで構成されている。

文書5は、前渡金で支払われた通訳、自動車借上げ等の経費の精算書であり、前渡金精算書、納入通知書写し、前渡金執行明細書、旅行代理店領収書及び外貨交換明細書で構成されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、文書1の旅行代理店見積書に記録された担当者の氏名及び支店長の個人印の印影、文書2の起案本文に記録された旅行代理店担当者の氏名、文書3の出張記録に記録された子供代表の氏名、年齢、学校名及び国籍、ニューヨーク市の消防司令の氏名、ニューヨーク市観光部局職員の氏名、ニューヨーク市緊急事態管理室職員の氏名及び役職名の一部、ニューヨーク市国連・領事団及び儀典担当局職員の氏名及び役職名、記者の氏名、横浜銀行ニューヨーク駐在員事務所職員の氏名、一橋大学教授の氏名並びにユニセフ事務局職員の氏名並びに記録写真の顔の部分（市長、日本政府国連代表部大使及び文部科学大臣を除く。）、文書4の旅行代理店領収書に記録された取扱者の氏名並びに出納責任者及び支店長の個人印の印影並びに旅券写し並びに文書5の旅行代理店領収書に記録された担当者の氏名、メールアドレス及びサイン並びに外貨交換明細書に記録された個人の氏名については、本号に該当するとしている。

ウ 文書1の旅行代理店見積書及び文書2の起案本文に記録された旅行代理店担当者の氏名、文書3の出張記録に記録された子ども代表の氏名、ニューヨーク市の消防司令の氏名、ニューヨーク市観光部局職員の氏名、ニューヨーク市緊急事態管理室職員の氏名及び役職名の一部、ニューヨーク市国連・領事団及び儀典担当

局職員の氏名及び役職名、記者の氏名、横浜銀行ニューヨーク駐在員事務所職員の氏名、一橋大学教授の氏名並びにユニセフ事務局職員の氏名並びに記録写真の顔の部分（市長、日本政府国連代表部大使及び文部科学大臣を除く。）、文書4の旅行代理店領収書に記録された取扱者の氏名並びに出納責任者の個人印の印影並びに旅券写し並びに文書5の旅行代理店領収書に記録された担当者の氏名、メールアドレス及びサイン並びに外貨交換明細書に記録された個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

エ 文書3の出張記録に記録された子ども代表の年齢、学校名及び国籍については、本件申立文書に記録されている他の情報など、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、本号本文に該当する。

オ 前記ウにおいて、本号本文に該当するとした情報のうち、次の情報は、本号ただし書アに該当する。

(ア) 一橋大学教授の氏名については、日本政府国連代表部大使主催夕食会の出席者として記録されており、国立大学の教授の氏名は一般に市販されている公務員の職員録に掲載されているため、公にすることが予定されている情報と解される。

(イ) ニューヨーク市緊急事態管理室職員の役職名の一部及びニューヨーク市国連・領事団及び儀典担当局職員の役職名については、ニューヨーク市役所職員の職務に関する情報であり、慣行として公にすることが予定されている情報と解される。

(ウ) 記録写真のうち、国連子ども特別総会サイド・イベントのパネルディスカッションのパネリストを撮影した写真及びリーダーシップの祝典コンサートの歌手を撮影した写真については、パネリストや歌手が多数の聴衆の前で議論したり、歌を歌ったりしていることを考慮すると、パネリスト及び歌手の顔の部分については慣行として公にすることが予定されている情報と考えることが適当である。

(エ) 記録写真のうち、国連子ども特別総会議長の顔写真については、議長主催レセプションの場で撮影されたものであり、公開されている会議の議長であること、スウェーデン王国王妃の顔写真は、国連子ども特別総会サイド・イベント

のパネルディスカッションの際に撮影されたものであり、パネリストとして出席していること及び前国連難民高等弁務官の顔写真については、日本政府代表団団長主催レセプションにおいて撮影されたものであり、レセプションに国連代表として出席していることから、慣行として公にすることが予定されている情報と考えることが適当である。

カ 前記ウ及びエにおいて、本号本文に該当するとした情報は、前記オにおいて本号ただし書アに該当すると判断した情報を除き、本号ただし書アからウまでに該当しない。

キ 文書 1 の旅行代理店見積書及び文書 4 の旅行代理店領収書に記録された支店長の個人印の印影については、旅行業者の代表者から代理権を授与された支店長が旅行代金の見積り及び領収の権限を有する者として記名し、個人印を押印しているものであるから、法人情報であると判断されるため、本号には該当しない。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 の旅行代理店見積書及び文書 4 の旅行代理店領収書に記録された支店長印の印影について、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 文書 1 の旅行代理店見積書及び文書 4 の旅行代理店領収書に記録された支店長印の印影は、旅行業者の代表者から代理権を授与された支店長が旅行代金の見積り及び領収の権限を有する者として押印しているものであるから、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該旅行業者の財産の保護に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当ではなく、別表に示した部分を開示すべきである。

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

行政文書名		開示すべきと判断した部分	
文書 1	旅行代理店見積書	旅行代理店支店長の個人印の印影	
文書 3	出張記録	記録 4	ニューヨーク市緊急事態管理室職員の役職名の一部
		記録 5	ニューヨーク市国連・領事団及び儀典担当局職員の役職名
		記録 7	一橋大学教授の氏名
	記録写真	3 枚目	国連子ども特別総会議長の顔の部分
		6 枚目	スウェーデン王国王妃の顔の部分
		7 枚目及び 9 枚目	パネリストの顔の部分
		14枚目	歌手の顔の部分
	18枚目	前国連難民高等弁務官の顔の部分	
文書 4	旅行代理店領収書	旅行代理店支店長の個人印の印影	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 7 月 31 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 15 年 8 月 19 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 15 年 8 月 20 日 ( 第 18 回 第 一 部 会 ) 平成 15 年 8 月 27 日 ( 第 18 回 第 二 部 会 )	・ 諮問の報告
平成 16 年 3 月 19 日 ( 第 284 回 審 査 会 )	・ 部会で審議する旨決定
平成 16 年 11 月 19 日 ( 第 49 回 第 一 部 会 )	・ 審議
平成 16 年 12 月 3 日 ( 第 50 回 第 一 部 会 )	・ 審議